

仕 様 書

公益社団法人福島相双復興推進機構
(福島相双復興官民合同チーム)

1. 件名

被災事業者並びに創業者等に向けた相談型支援事業の内、販路開拓・人材支援業務における業務推進・課題解決支援

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム（以下、「機構」という。）は2015年8月24日に発足し、福島原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象となった福島県内12市町村において当時事業を営まれていた事業者または震災後に新たに創業・進出される事業者に向けて、官民が一体となり事業・生業・生活の再生等の支援および当支援に資する被災12市町村の取り組みに対する支援を実施している。

また、2021年5月13日には定款を変更し、新たに浜通り地域等（12市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）において水産関係の仲買・加工業者等を営む方々への支援を開始した。

さらに、機構の第二期復興・創生期間取組方針（以下、「取組方針」という。）として、目指す姿を明言し、事業なりわい再生支援として、以下の項目を定め取組を進めているところである。

本業務では、販路開拓・人材支援業務を進める各工程において発生する課題等について、委託先事業者並びになりわい室と連携しつつ、専門知見を提供する等の支援を実施することで、目指す姿の達成を目的とする。

3. 業務内容

事業者支援にかかる販路開拓・人材支援業務に関連し、マネジメントや組織力向上に精通し、豊富なコンサルティング経験を有する者が、顧問専門家として機構職員への専門知見の提供による業務推進、及び業務品質の維持・向上をサポートする。

(1) 販路開拓・人材支援業務共通

- ①支援対象事業者の自走度/熟度向上に向け、専門的知見に基づくアクション提案
- ②2026年度の事業体制移行（「外部専門家支援」スキームへの切り替えを想定）に向けた検討・設計および2026年度計上予算の策定にかかる支援
- ③2026年度の事業体制移行に伴う機構内の実行体制の検討・設計、マニュアル等の策定
- ④2025年度「人材確保支援事業」・「6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業」・「工業系ものづくり分野における販路開拓実証等事業」の委託事業者からの機構への引継ぎ準備ならびに引継ぎにかかる支援

(2) 販路開拓業務

- ①個社の計画達成に向け、専門的知見に基づくアクション提案（商品開発・改良等）
- ②持続可能な仕組み作りでの受託事業者からの提案内容に対する、専門的知見による仮説評価等の設計

- ③「販路個社支援」と「持続可能な仕組み作り」の連携後押し、専門的知見による相互評価（6次化・工業共通）の実施

（3）人材支援業務

- ①重点施策（中4町、県外、定着化）の課題設定
- （ア） 中4町：採用成功要因の施策精査、外国人採用施策の関係各所への展開
 - （イ） 県外：県外採用者のセグメンテーション毎の分析による採用課題抽出等
 - （ウ） 定着化：事業者単位での定着・離職状況の分析、支部との連携策検討等

4. 要件

- ・本事業を遂行するにあたり、本事業以外の機構委託事業を受託する場合は、本事業以外の機構委託事業と重複しない担当者を1名以上配置し、業務実施場所は委託者と受託者双方相談の上合意すること。
- ・機構との間で十分に連携が取れる体制を確保できること。
- ・本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ・本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ・経営コンサルタント会社として中小零細企業（個人事業主も含む）のコンサルティング経験があること。また、事業再生・業績改善のコンサルタントとしての知見、経験が豊富であり、他社を含む経営トップ及びミドルマネジメント層育成の経験も豊富に有すること。

5. 報酬

従量制（実際の業務にかかった工数に応じて支払い）

6. 期間

2025年4月1日（火）～2026年3月31日（火）

ただし、上記期間と業務委託契約書の期間が異なる場合は、業務委託契約書による。

7. 納入物

委託業務完了報告書を毎月の〆切期日までに提出すること。

8. その他

- ・本事業の実施に当たっては機構と十分に打ち合わせを行い、指示があった場合にはそれに従い実施すること。
- ・本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には直ちに機構に連絡するとともに、委託先の責任において解決すること。
- ・その他、不明な点がある場合には、機構に問い合わせること。

以上